

# 令和5年度府中市集団指導資料

## 訪問介護編

(地域福祉推進課)

### 【目次】

#### 1 運営指導における指摘事例について

##### (1) 訪問介護計画の作成について

# 1 運営指導における指摘事例について

## 多く見られる文書指摘等事例とチェックポイント

### (1) 訪問介護計画の作成

#### 指摘事項

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的な訪問介護の内容等を記載した訪問介護計画を作成すること

サービス提供責任者は、訪問介護計画の実態状況の把握・評価を行い、その評価について説明すること

#### 【根拠法令】

都条例第28条第1項、第2項  
 都要領第3の1の3(20)、

#### 具体的な指摘事例

- ・サービス提供責任者によるアセスメントが、十分に実施されていることが確認できない訪問介護計画が作成されていた。
- ・サービス提供責任者が訪問介護計画の実施状況に伴う評価、説明をしていることが確認できなかった。

#### チェックポイント

サービス提供責任者が訪問介護計画を作成しているか。

居宅サービス計画に基づいて訪問介護計画が立てられているか。

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて訪問介護計画が立てられているか。

訪問介護計画では、サービスの具体的内容、所要時間、日程等が明らかになっているか。

サービス提供責任者により、利用者又はその家族へ訪問介護計画の説明・同意・交付が行われているか。

目標の達成状況、利用者及び家族の満足度等の評価は記録されているか。

サービス提供責任者により、利用者又はその家族に訪問介護計画の実施状況や評価について説明しているか。

サービス提供責任者は、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて、当該訪問介護計画の変更を行っているか。

## 令和5年度府中市集団指導資料（訪問介護）[地域福祉推進課]

### 根拠法令

「法」=介護保険法（平成9年12月法律第123号）

「則」=介護保険法施行規則（平成11年3月厚生省令第36号）

「都条例」=東京都指定居宅サービス等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成26年4月条例第52号）

「都規則」=東京都指定居宅サービス等の事業の人員及び運営の基準に関する条例施行規則（平成26年東京都規則第34号）

「都要領」=東京都指定居宅サービス等の事業の人員及び運営の基準に関する条例施行要領（平成26年25福保高介第1757号）

「老企36号」=指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

「厚告」=指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）

「都予防条例」=東京都指定介護予防サービス等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成26年4月条例第52号）

「都予防規則」=東京都指定介護予防サービス等の事業の人員及び運営の基準に関する条例施行規則（平成26年東京都規則第34号）

「都予防要領」=東京都指定介護予防サービス等の事業の人員及び運営の基準に関する条例施行要領（平成26年25福保高介第1757号）

「予防厚告」=指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）

「老計等」=老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号（平成18年3月17日）